

鹿児島工業高等専門学校共同研究実施規程

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における共同研究の取扱いは法令に別段の定めがあるもののほか、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（以下「実施規則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、本校教職員が本校以外の者と共同して行う研究をいう。

2 この規程において「類等」とは、各類、リベラルアーツ系及び関係部署をいう。

(受入れの基準)

第3条 本校における共同研究の受入れは、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- (1) 当該共同研究を受入れることにより、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められること。
- (2) 共同研究を行うことが有益であり、かつ、共同研究を行おうとする者が、当該共同研究を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有すること。

(受入れの手續)

第4条 共同研究を行おうとする者（以下「共同研究申込者」という。）は、共同研究申込書（別紙様式第1号）を当該類等の長を経由し、校長に提出するものとする。

2 共同研究申込者は、前項の申込書の提出に当たり、あらかじめ共同研究を担当する教職員（以下「研究担当者」という。）及び当該類等の長と協議するものとする。

3 研究担当者は、共同研究申込書の提出後速やかに、共同研究計画書（別紙様式第2号）を校長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 共同研究の受入れは、鹿児島工業高等専門学校研究推進・知的財産委員会の議を経て校長が決定する。

(受入れの通知)

第6条 校長は、共同研究の受入れを決定したときは、「共同研究受入決定通知書」（別紙様式第3号）により共同研究申込書に通知するとともに、当該通知書の写しを添えて契約担当役及び当該類等の長に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、共同研究申込者と実施規則第2条第2項各号に掲げる事項を記載した共同研究契約書により契約を締結するものとする。

(共同研究費用の納付)

第8条 契約を締結し共同研究を行う者（以下「共同研究実施者」という。）は、実施規則第4条に定める直接経費、間接経費及び受入研究者指導料（以下「共同研究費用」という。）を、出納命令役の発行する請求書により納付しなければならない。

(設備等の取扱い等)

第9条 共同研究に要する経費により取得した設備等は、本校の所有に属するものとする

- 2 本校は、共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究実施者から共同研究に要する経費のほか、その所有する設備を受入れることができる。
- 3 前項の設備の搬入、搬出にかかる経費は、共同研究実施者の負担とする。
- 4 校長及び共同研究実施者は、共同研究契約書で定めるそれぞれの施設・設備を共同研究の用に供するものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第10条 校長は、本校又は共同研究実施者が、天災地変その他やむを得ない事由があるため、共同研究の遂行が困難となったときは、共同研究実施者と協議の上、共同研究の中止又は、その期間を延長することができる。

(共同研究の報告)

第11条 研究担当者は、共同研究が完了した場合は、共同研究完了報告書（別紙様式第4号）を作成し、当該類等の長を経由して校長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第12条 校長は、共同研究による研究成果の公表の時期及び方法について、必要な場合には、共同研究実施者との間で協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、平 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所
氏 名 (名称・代表者)

印

共同研究申込書

独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則及び鹿児島工業高等専門学校共同研究実施規程を遵守の上、下記のとおり共同研究を申し込みます。

1. 共同研究の概要

研 究 題 目					
研究目的及び研究内容					
研究の特色・意義					
本研究に関連する国内及び国外における研究状況					
研 究 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
鹿児島工業高等専門学校	研究担当者	氏 名	類・職名	現在の専門	役割分担
共同研究申込者の組織	機 関 名				
	住 所				
	主 な 事 業 内 容				
	研究担当者	氏 名	類・職名	現在の専門	役割分担
事務連絡先	氏 名	類・職名	電話・FAX	E-mail	
研究を実施する施設等	区 分	施 設	設 備		
	鹿児島工業高等専門学校				
	共同研究申込者の組織				

※1 研究代表者には※印を、学外共同研究員には◎印を付すこと。

※2 「研究代表者」とは、鹿児島工業高等専門学校の研究担当者のうち、同校で行われる共同研究を総括する者をいう。

※3 「学外共同研究員」とは、共同研究申込者の組織の研究担当者のうち、鹿児島工業高等専門学校において共同研究に従事し、研究指導を受ける者をいう。

2. 共同研究費用

(1) 共同研究費用の内訳

(単位：千円)

区 分	直接経費	間接経費	受入研究者指導料	合 計
鹿児島工業高等専門学校				
共同研究申込者の組織				
合 計				

※1 間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。間接経費は、鹿児島工業高等専門学校の研究環境の改善、産学官連携の機能向上等の目的に充てることとする。

※2 受入研究者指導料は、鹿児島工業高等専門学校が学外共同研究員を受け入れる場合に計上する。料金は6カ月につき21万円とし、月割計算はしない。ただし、共同研究申込者の資力に応じて減額することができるので、減額を希望する場合は、「3. その他」欄に減額希望及び理由を記載することにより減額を申し出ることとする。

(2) 研究期間が複数年の共同研究の場合当該共同研究費用の年度計画

(単位：千円)

区 分	年 度	年 度	年 度	合 計
鹿児島工業高等専門学校				
共同研究申込者の組織				
合 計				

3. その他

鹿児島工業高等専門学校長 殿

研究担当者
所属・職名
氏 名

共同研究計画書

から申し込みのあった共同研究について、下記のとおり、計画書を提出します。

記

研究題目			
研究期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
研究計画・方法			
参画学生*1	氏 名	類(学科)・学年	研究における役割
直接経費	使 用 内 訳(予 定)	金 額(円)	備 考
研 究 費			
旅 費			
謝 金			
KTC助成見込額*2	使 用 内 訳(予 定)	金 額(円)	備 考
研 究 費			
旅 費			
謝 金			

注

- *1共同研究に学生を参画させる場合は当該学生について記載すること。
- *2共同研究申込者がKTC企業の場合は、共同研究直接経費を上限として使用内訳を記載すること。

殿

鹿児島工業高等専門学校
校長 印

共同研究受入決定通知書

令和 年 月 日付で申込のありました共同研究について受入することとなりましたので、鹿児島工業高等専門学校共同研究実施規程第6条の規定によりお知らせします。

記

1. 研究題目
2. 研究期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 本校の共同研究担当者
4. 貴機関の共同研究担当者

共同研究完了報告書

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

研究担当者
所属・職名
氏 名

印

令和 年 月 日付け、契約に係る下記共同研究については、令和 年 月 日をもって研究を完了したので報告します。

記

1. 研究課題
2. 共同研究実施者の機関名
3. 本研究に従事した共同研究実施者の機関の共同研究員名
4. 研究成果の概要
5. 得られた成果
 - ・特許出願見込の有無（有 ・ 無）
 - ・学術論文の有無（有 ・ 無）
 - *有の場合 論文名「 」
 - 誌名、出版年（ ）
6. 研究成果の今後の活用方法
7. その他参考となる事項